

平成26年度

国民健康保険の税率を改正します

国民健康保険事業は、みなさんに納めていただく国民健康保険税を主な財源として運営しています。しかし、国保税収の減少や医療費の増加により平成26年度の医療費などを支払う財源の確保が困難な状況となったため、税率を改正することになりました。また、国の法律改正により国保税の軽減措置が拡大されたことから、今回は税率改正と合わせた具体的な計算例をご案内します。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

課税内容について 税務課市民税係 ☎(25) 1134

資格・給付について 市民課保険年金係 ☎(25) 1148

		改正前	改正後	増減
医療保険分	所得割の税率	5.2%	6.6%	+1.4%
	資産割の税率	19.0%	19.0%	-
	均等割の金額	21,000円	26,000円	+5,000円
	平等割の金額	21,000円	23,000円	+2,000円
	賦課限度額	510,000円	510,000円	-
後期高齢者支援分	所得割の税率	1.9%	1.7%	-0.2%
	資産割の税率	4.1%	4.1%	-
	均等割の金額	5,800円	6,500円	+700円
	平等割の金額	4,800円	5,400円	+600円
	賦課限度額	140,000円	160,000円	+20,000円
介護保険分	所得割の税率	0.8%	1.0%	+0.2%
	資産割の税率	5.0%	5.0%	-
	均等割の金額	5,400円	6,200円	+800円
	平等割の金額	4,000円	4,200円	+200円
	賦課限度額	120,000円	140,000円	+20,000円

国保税率の改正内容

国保税は、国民健康保険に必要な費用に充てるための医療保険分、後期高齢者医療制度にかかる医療費の一部を負担する後期高齢者支援分、40歳～64歳のかたで介護保険料の納付の費用に充てる介護保険分として計算し、それらを合計した金額になります。また、世帯の総所得金額によっては均等割・平等割が7割・

5割・2割のいずれかに軽減される軽減措置があります。国保税は、国民健康保険加入者の人数や年齢、所得、資産などに応じて計算し、世帯主に課税されます。平成26年度は、医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分の所得割の税率、均等割・平等割の金額をそれぞれ改正します。また、後期高齢者支援分・介護保険分について、賦課限度額を改正します。

【計算方法】

医療保険分

所得割 所得に応じて計算 基礎控除33万円 6.6%	+	均等割 一人あたりに対する金額 26,000円 7割軽減後 7,800円 5割軽減後 13,000円 2割軽減後 20,800円	+	平等割 一世帯に対する金額 23,000円 7割軽減後 6,900円 5割軽減後 11,500円 2割軽減後 18,400円	+	資産割 固定資産税に応じて計算 19%
--	---	--	---	--	---	----------------------------------

賦課限度額 510,000円

後期高齢者支援分

所得割 所得に応じて計算 基礎控除33万円 1.7%	+	均等割 一人あたりに対する金額 6,500円 7割軽減後 1,950円 5割軽減後 3,250円 2割軽減後 5,200円	+	平等割 一世帯に対する金額 5,400円 7割軽減後 1,620円 5割軽減後 2,700円 2割軽減後 4,320円	+	資産割 固定資産税に応じて計算 4.1%
--	---	---	---	---	---	-----------------------------------

賦課限度額 160,000円(改正前 140,000円)

介護保険分

所得割 所得に応じて計算 基礎控除33万円 1.0%	+	均等割 一人あたりに対する金額 6,200円 7割軽減後 1,860円 5割軽減後 3,100円 2割軽減後 4,960円	+	平等割 一世帯に対する金額 4,200円 7割軽減後 1,260円 5割軽減後 2,100円 2割軽減後 3,360円	+	資産割 固定資産税に応じて計算 5.0%
--	---	---	---	---	---	-----------------------------------

賦課限度額 140,000円(改正前 120,000円)

国民健康保険税

具体的な計算例

例1 (7割軽減)

1人世帯 (65才以上 介護保険分なし) の場合
 ・前年中の所得 0円 (収入 基礎年金 約784,500円)
 ・固定資産税額 0円

	改正前	改正後	増減
医療保険分	12,600円	14,700円	+2,100円
後期高齢者支援分	3,100円	3,500円	+400円
介護保険分	0円	0円	-
計 (年税額)	15,700円	18,200円	+2,500円
		ひとりあたり	+2,500円

例3 (2割軽減)

3人世帯 (うち介護保険2人) の場合
 ・前年中の所得 1,080,000円
 ・固定資産税額 30,000円

	改正前	改正後	増減
医療保険分	111,900円	136,000円	+24,100円
後期高齢者支援分	33,200円	33,900円	+700円
介護保険分	19,300円	22,200円	+2,900円
計 (年税額)	164,400円	192,100円	+27,700円
		ひとりあたり	+9,233円

例2 (5割軽減)

2人世帯 (うち介護保険2人) の場合
 ・前年中の所得 450,000円
 ・固定資産税額 10,000円

	改正前	改正後	増減
医療保険分	39,600円	47,300円	+7,700円
後期高齢者支援分	10,800円	11,600円	+800円
介護保険分	8,800円	10,000円	+1,200円
計 (年税額)	59,200円	68,900円	+9,700円
		ひとりあたり	+4,850円

例4 (軽減なし)

5人世帯 (うち介護保険2人) の場合
 ・前年中の所得 3,000,000円
 ・固定資産税額 100,000円

	改正前	改正後	増減
医療保険分	283,800円	348,200円	+64,400円
後期高齢者支援分	88,600円	87,300円	-1,300円
介護保険分	41,100円	48,300円	+7,200円
計 (年税額)	413,500円	483,800円	+70,300円
		ひとりあたり	+14,060円

軽減の範囲の拡大に伴う世帯の具体的な計算例

例5 (軽減なし→2割軽減)

4人世帯 (うち介護保険2人) の場合
 ・前年中の所得 1,950,000円
 ・固定資産税額 80,000円

	改正前	改正後	増減
医療保険分	204,400円	223,700円	+19,300円
後期高齢者支援分	62,000円	55,900円	-6,100円
介護保険分	31,700円	33,400円	+1,700円
計 (年税額)	298,100円	313,000円	+14,900円
		ひとりあたり	+3,725円

例6 (2割軽減→5割軽減)

2人世帯 (うち介護保険分なし) の場合
 ・前年中の所得 800,000円
 ・固定資産税額 50,000円

	改正前	改正後	増減
医療保険分	84,300円	78,000円	-6,300円
後期高齢者支援分	24,100円	19,200円	-4,900円
介護保険分	0円	0円	-
計 (年税額)	108,400円	97,200円	-11,200円
		ひとりあたり	-5,600円

※税額は、年齢、加入者数、所得金額、固定資産税額などによって異なりますのでくわしくは税務課市民税係へ問い合わせてください。なお、平成26年度の国民健康保険税納税通知書は、6月中旬に発送します。

世帯主と擬制世帯主と国保世帯員と特定同一世帯所属者の総所得金額が

2割軽減	5割軽減	
330,000円 + 350,000円 × 人数 (世帯主と世帯員と特定同一世帯所属者) 以下の世帯 (擬制世帯主を含まない)	330,000円 + 245,000円 × 人数 (世帯員と特定同一世帯所属者) 以下の世帯 (世帯主と擬制世帯主を含まない)	拡大前
330,000円 + 450,000円 × 人数 (世帯主と世帯員と特定同一世帯所属者) 以下の世帯 (擬制世帯主を含まない)	330,000円 + 245,000円 × 人数 (世帯主と世帯員と特定同一世帯所属者) 以下の世帯 (擬制世帯主を含まない)	拡大後

- 擬制世帯主・・・世帯主が国保に加入してなくても、世帯の中に国保加入者がいる場合は、世帯主に対して納税の義務が発生します。このような国保加入者ではない世帯主のことを擬制世帯主といいます。
- 特定同一世帯所属者・・・国保から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する人をいいます。ただし、世帯主が異動したときは同一の世帯と見なされなくなり、特定同一世帯所属者ではなくなります。

国民健康保険税の軽減範囲が拡大されます

所得金額の少ない世帯には、均等割・平等割に対して7割・5割・2割の軽減措置を設けているところですが、平成26年度から5割軽減・2割軽減の適用範囲を拡大しますのでお知らせします。